英古日錄

二十四

特別
15
1413
44

薄の穂
強大

若古日録　四十二

[illegible]は[illegible]の二本より幾千本の
[illegible]めずす事なる花の好く流行といふ
[illegible]すなき[illegible]以園藝植物を愛する人の
陽ニ茁を植るに丈ケ高きをいふ[illegible]芽もなきんを
する株ヨ[illegible]芽の出る方を下にし根の方を上にして
逆さに植[illegible]然せず穂に[illegible]かして出で丈ケ低く
化ふるを[illegible]とこれを見ますの草の如かるをするもの枯
れず芽をもちすと覚ゆ

如電翁紀都々一の原哥

如電翁紀の都々一とて或人示ましたる
由でかくためたる堅天枝をあらひがみとはわがいふた
想ふ事の行[illegible]を過ぎ夢なくなれをきかれたるれば

門 イ 5
號 1413
卷 44

舌切雀の藪

忍ぶたありとて云はれしは
油でかためた椎茸髱を洗ひ髪まで誰がさせた
俚諺ともぢられしものゝ
江戸時代戸山尾州公の下屋
敷を指し信州飯田侯の地面に当りし雀の藪
とて云ありしを明治に至り俗にいろいろ次第
八の御用屋敷とて其の藪まで何某一種ありて雀のことを
捜神記に黄雀銜環のことありて雀を藪と
見に至り宇治拾遺に雀報恩の話あり舌切
ばかりかこゝか
雀は常に行するを本とも雲脚そろへて飛んで行くこれ雀
蒼遅漿の時雀躍の様さを見て飛び越せしむるかくなりと覚ゆ

江戸時代知名の商店と騙にかゝりし話

江戸時代より世人にしられたる大丈の長屋かいわいに石川五右
衛門の西村長左衛門本郷かねやすの田舎長屋をもじりし
蘭まてもられしもの麹町の助惣焼おみね牡丹餅
市ヶ谷左内坂のあは焼牛込赤城の鈴焼の廿二文の大福
餅四谷鮫ヶ橋の雪月花の真中の手まで名高かりし
市ヶ谷の甘酒屋古る名高きものなり
正月より四分すつ丗四文を引く
古より人気を呼ば客に甘酒を一杯呈せしと云
其の後甘酒の代りに丗四文を引くとて甘酒屋まては
甘酒の名のひし甘酒売の道具屋なしありて二階に
ありしと云ふ現今の店は家名なすれど対神田の
相買取りしものにて甘酒売とは関係絶へたることなり

甘酒屋の外に近江屋とかいてある。又の間れば屋号のみ。名かしは麹屋五丁目の玉井
市右衛門の隠居。本郷の某安兵衛のうの丸等なり。
此間れば屋うのれが騨りにあひし話をきけり。家は三人なる
士が店に来り今日娘が嫁入するめでたき祝儀と買求めたる
とて擅りのものを見て其中まで五十匁程の品を二朱擅り
なりこれかを求めたる家やまを見せて求めたるとて
家やまを買ひ求めるは能所なれども品を持て
同道しなんと為者なれば如何なる所にて能ひ行しに
屋敷所の屋敷にて為者に為者にて為者に
先に立て行しが問もなく為者に為者に
為者に為者に為者に為者に為者に
為者に為者に為者に為者に為者に

其家の妻女にて夫は勤番なるが
はなれなる中なれども先祖の日那寺
三ヶ所の人が当家が貴兵になりて
なるべき見せられ今又まるて
とて庭下りたれば何れかの
見えず吟味を越して舟
あるを見せまして
騨の店の庭にて少年の
雁一羽を買て
妻女これを買て
に二人のうち
りに多くの雁を買ひ

此家にて夫は勤番
なるが先祖の日那寺
なるべき見せられ
庭の地の後手の塀を見た
なるが
もの
の騨に
騨の店の庭にて少年の
雁を買て
妻女これを買て
に二人の
りに多くの雁を買ひ

あるとき遠方へ行くに男あり、そんが伝授ありしは、ただの店の原
その腹にあり一鍋とのたまふと言はれん妻女ちゃちゃ
にうつ女さの原あり二人の者ども原を買ひ求め
らんとそこに貧らせその面倒わくるとに
ものそ一人の者のこにあるに大なる雁を拾て買はると
は遠方のものなれば買れけるとは知れず言はんとの氣の
毒子ども原をこひ原を買ひ求めずに遠方へ行といとうずず
たちんば見せのものなら持ていつて買んと
男者こ行しかりが後きそ向けが皆ひとまて其雁と
又拾行さて同じ日に帰り腹を割て見ると
わく見せ切けるとこ鍋の美味の
行ときけりの家人の妻共と食ひ食ちあらんとう

言語のわ月の解釈に就ては雁の説あり
琉球の俚諺の七女のごとき十七月のごとき十三とい
并二回ひ次ぎめそんなうんかの説あるべし如の義
雖説津軍為とうあるそんこ
そなた御はなきいう十三ちあらまだ美や
わどりよは海人のなるはしほしやるどん変
なるどう出せ見事そんうなるもそう
そうた〳〵そう〳〵月の笑顔の思つたり
なるこうんば感のわとうはいうう廿という〳〵と十三七と
とるめそ来だ美やと云うまそあう又月の笑顔と云ものが
浦りの子の面白さに月も笑ほと思て照らし給ふとの

京めぐり十三七つ子供の時文句も二つの年齢と云るのまいあらず用るよりもうと姫の二十歳と十三七つとうたらる歌も〳〵つと同じ意ちうさるれば十三歳の川と十七の姫と云る文句うれあり〳〵

大正十年二月十五武蔵野會と此谷四郎氏館に開かれ吟度下枝拓所九百余四郎氏牧拓二人浄のと指者うて示さる出所は教司谷名る所より盛清流より もものと弥陀三尊の種子あり其下に ノ亦十九、九右に二月廿三とあり月りの上九右に童道の文字あり名なら九右に一字づゝあるはふら宝宝宝かとも思ひて不明

四谷寺所宗福寺における四谷正宗の墓

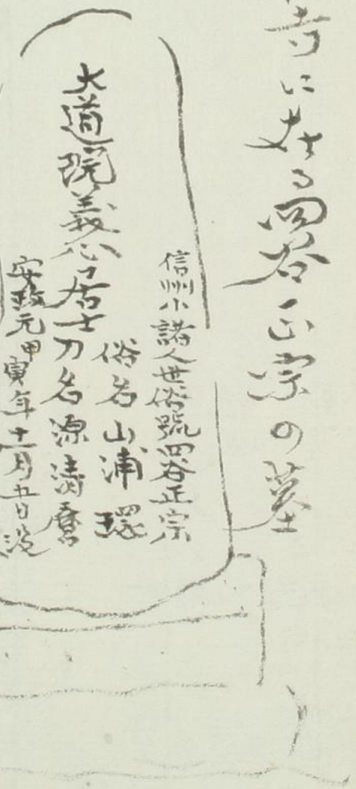

墓石裏に

明治三十二年五月 我も何ぞ四通黒の手向草 田村宗吉
ちり行し白ひゆも我る雲井哉 齊藤政中
ふり君為妙法蓮華経 村山蒲夢
如橋ふる賤ふ人の山路かな 玉次

刀工 卍正次 發起

と刻せり子幼年の頃父より聞し伯母居し右人まで四谷正宗と称せり後四谷本村町辺に移り刀の名工なりしが

人々の賞美多きに過ぎし蛍ありて死せしと云の話と思いもで記しなくこれ

この宗高寺に庚申塔あり
下図の如く三猿と高彫りに
刻し年号あるも下に埋没
あるいは焼るか到然せず

蛍に就て

蛍の蛍は普平なるみとそその肉数裡に蓄て甘味もちとしまん
こは蛍の義の義とり意まて食さ米の
あるめるかおいに蛍まされ
三月位の為ふ行しぬう黒て前
ぬらと然らに毒光蛍なり出る
これと然ひしに元来さ者しら光
ある蛍ひしに今さ蛍は名蛍ら頭れぬとっ

蓑蛍まは白蛍とるとと白綾よあるものとる蛍田の
蛍は蛍なるは形ふなる火なるは黒く烏蛍とこは光る
にるものと思はる蛍田ふ今は多くうすぐ蛍田にるし
と方言ぜ貝とる蛍田ふ貝火さ銭の火さなんが銭の俗称
ぜ銭貝なるとは銭あるの購所の地名なるの名称
なるとは思ふ蛍ふ乱れて物数称呼
なるに同じ蛍ふ蛍内ませぜるいとる古歌に里田の蛍
を向す今は里田ふ蛍はて蛍田まるし蛍ふ
に近き近ぜ貝とふ蛍はとこと
はうで購所より名とるふ前記せ　如く銭に
はアぬん童子自ふの家に立て光せ鳥ん
うちの前では蛤貝外へ出りや蛍貝

江戸附近鳥見の場所

自分の家に近くでは蚊が家をはなれるといふ小さくなるとの
童ことばにてありし
貝塚より出る蜆は殻高きぞことと貝のつけ根の高くして
普通のと異なれり
俚諺に 蜆貝で井戸替をする （骨折りて功なきことを云ふ）
い 蜆が干を着れぬれだ （丈ヶ縞の名常つけたる見出しとて）
江戸時代の鳥見場所 中野宝仙寺中、馬場かね貴方、目黒の周辺、
葛飾の亀有、 小学校の父、 志村、君沢とところ吉原の周辺下の場所も
大森
西ヶ原の見ための 指場といふ
鷹部屋近辺の農家 鳥見所 ...
にて鳥見を許可を得きる ...

伊勢のヘンバ餅

伊勢国の名物 ヘンバ餅 ヘンバとは昔ぢせんこ顔の
ところをいふものにて餅は米の粉をもて 村のぬすり
焼きたるもので切りといふ じんあんをつつれたあり
扁平にして大さ下図の如し 厚さは一分程のもの
味甘きものにて古風の和菓子なり 西宮あり
なきにヘンバ餅といふあり 大正九年
後に伊勢より携へきて恵まる 伊勢明野と云ふ 十二月三村君

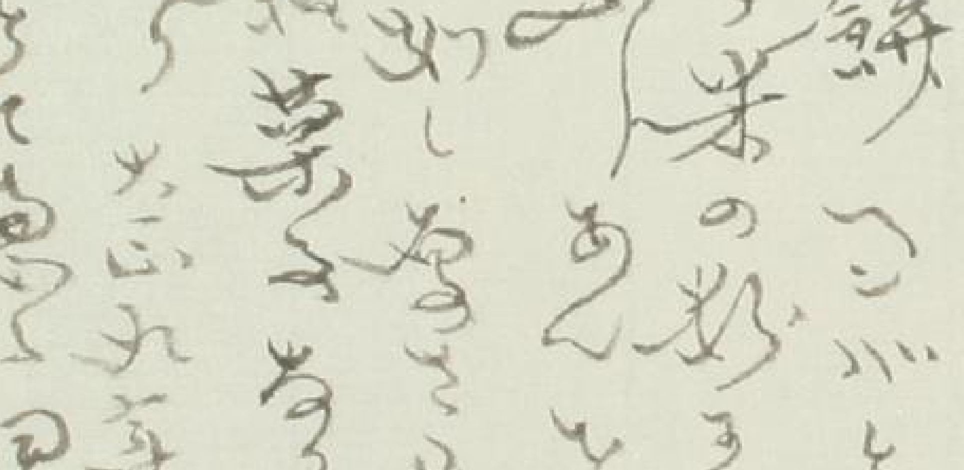

鷄の玩具を納る社

鷄の玩具を納むる神社あり 古屋町前町に荒神を
祭れる社あり 祈願の折は瀬戸物の何かの一つを納めて
に願叶はば 其礼を鷄のんを 成就すれば雄か雌か鷄を
持ち礼に 奉納するなり
かくる仕方にて祈願す

一九と京人の好歌

[illegible]

[illegible]

足押あるべき

其欲に

尾張國星崎聖觀寺

建長三年辛丑月廿三日阿弥陀の

[illegible]

[illegible]

笄塔及び其の解説

[illegible]の笄塔は[illegible]世人[illegible]しが其名物の起り定のなるべし高貝八貝香貝

國府方、鈎匙鷄居、鵜塔、甲賀伊賀校獵及

笄等の文字を書てはめ迫ら[illegible]の傳説を云

に付會しあり

高貝と[illegible]文字は寛文十二年法谷長谷寺の鐘銘に

高貝村とあり此村の塔[illegible]

國府方はアラ角註解に[illegible]と稱

よつて[illegible]

甲賀伊賀[illegible]

[illegible]

さよび添りしと巡し甲賀（伊賀）に無也を給せられし一応
免し（伊賀者ハ初半蔵門の地を賜り寛永年四谷へ替地を賜はれ伊賀町と云）（甲賀者ハ駿河台に地を賜はれり今に町名なり）
笄 これまで二の伝説あり其一ハ義家奥州征伐
の時無橋まで笄を落されしと又家ハよしく
物を落す人を見て目黒 鏡ケ橋つゞに鐙が開とてふあり
これハ義家があぶみを落したるとの説 其二は
増補江戸出 自寛三年 古郷に帰り増補しける
しる後年に寛を長者丸といふ事 香貝橋のいわれ
を古老云伝にはむかし此所に鷺谷の長者とて
長者有けるが金の長者とも代々わさなる名を金王丸
といひ終に後光厳院の御宇かとよ其娘の長者に
子なきにより父母ハ鴨居に祈て女子をもうけたり

無姫十五の春より目黒不動に参詣しける所に白馬
の長者の子とて人々やさしき名を銀王と
申せしが是も目黒に参詣して御宝前のきざはしにて
かうがいをおとろひ給ふ それハ若君無也不動のまもり也
是ひとに明まより給りたる所なりとて初夜し下向の道
にて鷺谷の長者の娘を見て恋慕の念に迷い帰りて中から
をたのみあるに姫をともなひ館を忍出て無橋迄来りぬ
もと大雨まで橋も廣く長成るとなん渡らんとせしが
鬼形あらはれ出て姫んとす其時太刀のかうがいぬけおちり
から不動と化し鬼神を追いたりしと申也其時まさき
元の笄をとりて無処に流しと云 下略 無伝説ありより
笄橋といふと
後悔橋 ハ貝塚 無霞の塔の一本であり 無橋の事に付て

砂の面白きを出す事あり然れども唯あらびして非に為
て後世指とする人なきがごとし
からかいずとなり
小貝の如く指るものもくさくさとこれに就て考ふるに
の大日本史名詩書こゝに今按龍図文半神王文書「應永
六年武州豊島郡小貝郷」
とあるこの貝は一本にこの貝に轉写したり今北豊島郡
に尾久村ありて此小貝と擬定する者あり然れども
尾久は引にて貝はグリなれば疑ふべし
と
今の笄指に小貝村の説あるに契合するが
如し瀬名氏大橋氏
と云ふもの笄の解釈と誤れり
小貝と王本
田原殿恨の國府
みなれども偽撰長禄圖に

仏會する事にて固より
元にこの貝の指とし
鳴居又鳴谷
誤れり
と
惟るべし
東仙氏いこゝにすんだり
なるべし
と一説あり
長谷寺の如くなるべし
此の寺に名高き鳴の
谷堂の屋根に
鳥の巣より玉
と取寄て大湯
接つけ今や
湯出て食
ねまるとの下
帰りはるる
食すんとの
がなるべくさと
とてとてこれ
ますとて
鳴の玉
庭

かゝりし玉子を見て兵れしが何やら[illegible]かゝる蛇こそ[illegible]て
何の薬を蛇へて来り玉子を霊ひし出るなりしか不思議
これ霊草の効ならんとて湯むかし玉子を投与して継ぎ成し
ありしと其[illegible]霊草は長谷寺の山に生い茱萸の中日[illegible]茂せしかば
寺より出て者にとらへたりと今は[illegible]草の[illegible]を
とこそく其名を三枝九葉草と諺にがんく三つくちあとの
はこアの[illegible]の多かりしこそいかにも[illegible]
がんぶ先まひつたらからがいとらしよじといふ雁は連て
[illegible]ふ[illegible]ま前後に親をありて中向まが子をはじめの
若し後のがんらは先へ立てそのあとに子が親とらる、
とつ[illegible]のなりと[illegible]解せしかば
子が幼年の[illegible]ひ[illegible]水源の花根子が[illegible]の[illegible]あれしを[illegible]
[illegible]のまゝの[illegible]名、[illegible]の[illegible]あれかゝる多かりしに[illegible]

然し橋名となりしはとするそれはかいは長谷寺の[illegible]
[illegible]にある高貝村は寛文頃にかくこそはれしを思
高貝といふる前[illegible]の人[illegible]に[illegible]せしをを[illegible]しか[illegible]
後考をせ[illegible]らるそせし
筍橋の前[illegible]されしは大正七年十二月のことを[illegible]しと筍
町ロ[illegible]居されし三村[illegible]文にごとく筍橋と刻せる
右標ありしが何かわかゝ[illegible]橋[illegible]しと[illegible]
筍は[illegible]せし[illegible]に前[illegible]をつせしとは[illegible]の[illegible]く[illegible]其
二階堂[illegible]甚[illegible]東國[illegible]田城にありはすれし[illegible]守[illegible]
大軍[illegible]て[illegible]乗りて[illegible]経基[illegible]は[illegible]を[illegible]て[illegible]
行せられし[illegible]守[illegible]世[illegible]いまに[illegible]せきえて[illegible]すず

経基は清和天皇の一代の孫にて興世の一代の孫にて太刀の第一番目の名経基と称し[illegible]義家武勇の名経基と称し[illegible]

[illegible]

アラスカ土人の器具 武器

アラスカ土人の石斧

柄ハ木にて自然に曲り
あるを用いしなり
大さ図のごとし

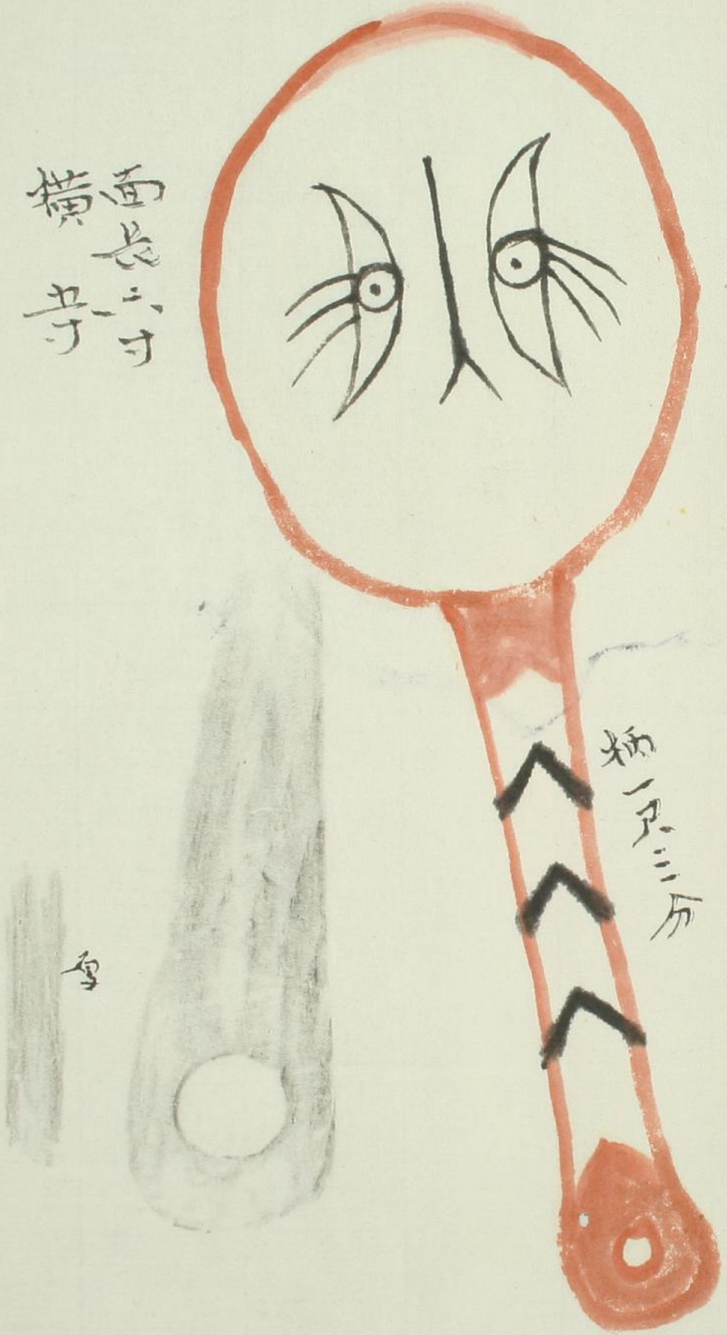
面長二寸
横弐寸
柄一尺三分

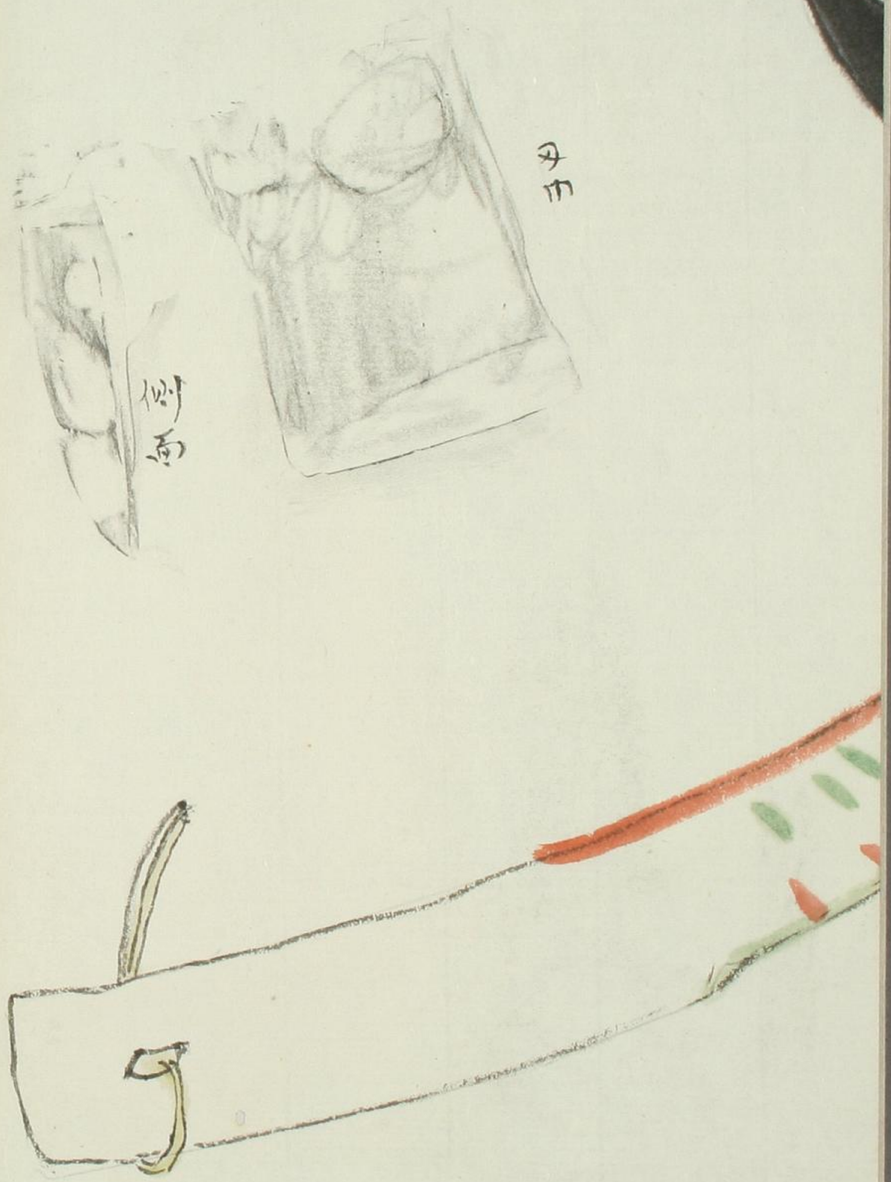
正面
側面

右面實大

寅大
[illegible]
人形[illegible]

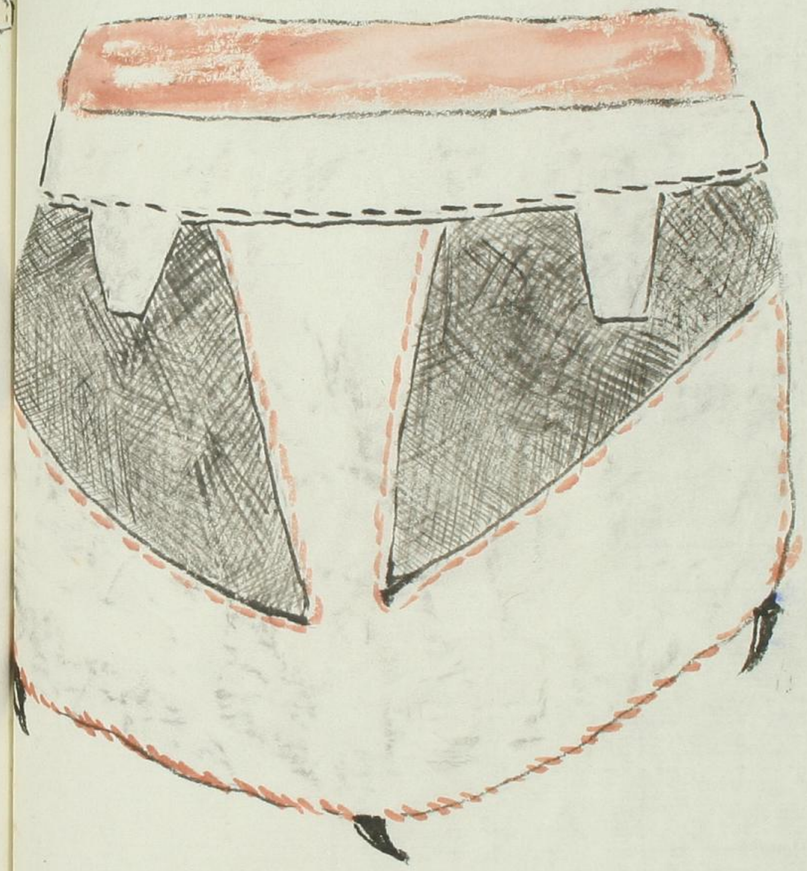

アウスカ
ぜんたいの形
の方たち
ゆれる身
形そ
あり

角製
同背
同背
石製
同背
同背
逆行のもの
アラスカ地方より現用のもの

望汰欄

料理茶屋載集にあげら芝口汐留望汰欄まで記し
料理家はやれくと云ふものてめいてなり青きなはら
のてまあわせて世望汰欄は明和の年の頃汐留に行在
宗田祝阿弥と云ふもの料理屋を建て吟不昧侯が書
きえられし鏤めとしたる額なり額の裏に朱漆にて

安永元年十二月廿七日従四位前少将雲州松平治郷名宗伊達
汐留海亭手題其扁額使侍臣外山以五茂伊達
賜西京拝稽首承之乃債工入鏤之記以壽千家

望汰欄主人
年七歳 龍（印） 観和書

あり望汰欄は二總の望陀郡を一円のうちに見るより名づく
遊覧せありしまで文政辞せしがばらとなりしなり

拠りて云へるのなりし望汰欄といひし料理屋は當時名高き
名の料亭などの會席によりて天明年間には料理屋
江戸中に四軒ありしといふ其中に望汰欄も優れたるの其
なりしと寛政元年九月扁額を寄附
扁額の茶屋大松濃れたり望汰欄は蓮と額を
見えし侯大に記せし不昧侯の書かれし額を同じくせし
ものと記せし謂ありとぞ
武蔵枕に望汰欄五十年の石表ありしと

右かまくら道
左江のしま道
天正十年

ありあゆしものにて料理家のせしものなるらん
安永二年板 俳諧糧卸に 深川 竹市 同 汐留 外屋

同境内大石塔 同八幡二基在 廿三日野 とあり
寛永九年の銘数名物弁見るべ
ほうだら
すきま
すす

等によれば外に望陀郡の料理店に
てあるしとも云ふ 當山指折の料理店に
望陀郡は望陀郡と聞えるの西南方にして二線の望陀郡と
同年記に馬来田 萬葉字麻具多 とあるとして延喜式
に望陀 倭名抄 に同 赤字太 とあり 牧場
にて馬に飼せり 此まで馬多く産出せり 此めて
野名起りしなるべしと思はる

大正十年四月に武蔵野 [illegible]
同りにあり [illegible]
刑に記して [illegible] 塚 [illegible]
[illegible] 古墳 [illegible]
せり

[illegible] 塚 [illegible] 四方境に [illegible]
[illegible] 塚 [illegible] 堤 [illegible] 本 [illegible]
[illegible] 文化年 [illegible]
[illegible] 信州 [illegible] 海 [illegible] 形 [illegible] 海 [illegible]
[illegible] 名 [illegible] 山 [illegible]
[illegible] 堤 [illegible] 木 [illegible]
[illegible] 森川 [illegible] 大塚 [illegible]
[illegible] 塚 [illegible]

安永五年右板の洒落本契国策といふありそれに
すつと先には小塚原千住の宿ちかくの名寺の九ツ过すかならず禁
花を許にあらずなりし吉原町の名寺土地すて遊ぶは禁
せられてあり云々
吉原町の名寺吉原まで遊ぶは禁せられてある也元コツ来まで
女芸者をゆるしなりては吉原にて
遊ぶことを得ずコツには當時の遊芸の
才子張く娼夜と出して行きて遊びしなり
とありかゝるうちにも遊女も繁昌に吉原町にかよふ客に知りし
観世音三十三番の札所にして色里三十三所を越せし
ものあり文化末年の寺板と思はるそれに一番とし四十八
小塚原寺町神係田甲にて鳥大明神として記載あり地草に
名のこれるは小塚原にもしほらしき花の色たち並ぶ影見世

あ初樓町事ありし當時より明治迄は遊女見世を張る
といふことなく影見世とて其頃来より見世さきに顔を
あらはすこともなく遊女自らの部屋を一人づつ持ちて
多く客の座敷へ女芸者の方より出すて新書の如くなりし故
新座を特にしなり
安永以来遊女屋十四軒ありて家数一つとあり
安政二年改めせし右様真田の編せしかくれ里を越せし写本
に小塚原町同新中村町上宿町原町八十七石四斗家数
五百十二軒内芸者四軒旅籠屋二十二軒
右まで五百石のうち来る是を上納三十二軒盛女有之
見同心野州野馬一方野役所に受遊とあり其鷹二十五鳥
は町奉行御勝手番屋にてなしといふはよくこれらのことを知

りうし者と思ふ
明治十五年の比男年揚なる家
つるんくるる偶然し寄せ引きさしとる
始しとる四
小塚原まで火葬場あり小塚に
うちつれが吹くうなさ見せて伊勢が
焼場の海り日本堤で際とちり
刑場は向ロ三ナ二間奥行五間
とちしとちく
恵、井ん高塀の下屋敷と始せら
一寺院として高塀と始せり
大仏寺の高さの刑せらん
新三樹寺四言原の坂
蔵の墓の所地のう元とる

前にいへる碇を懸居る家は出手ざこかなる堂に納る
道の敵討の札なりと納めしものなり依て以て納
かゝる家の僕梶川清兵衛と云る者主人の急用ありて使
に行く途中道庵某に出会ひ行くことを能はず主
に代し切腹して果たり其道庵の為に大切なる主の用を
足すことを出来ず自殺せし墓なりと道庵其一切の敵
を討すと誓ひけると札に道の文字になりし碇の如き
懸る様になりしとの事に絵馬を納ることす
道に持る庚申塔は元禄よりはるかに古きを見たりき
山谷所に出張道の茶松を商ひせる茶屋の
有板を都茶屋と書しは抱一なりとて
墓を見分して今は夕刻ゆゑ帰宅せり

成田の板碑と宗札

成田山東緑洞窟の前面左右に列したる板碑
天蓋弥陀三尊種子蓮三座光羅左右にあり碑の面には
右の方の一行に
一念弥陀仏即滅無量罪 現受無比楽 後生清浄土
とありて種子光羅の下に
右志者 慈父道祥生霊百ヶ日忌辰奉読誦
已現仏口唯生死往生極楽乃至法界平等利益
延元元年丙子八月廿八日 孝子敬白
右に若有善男子造立卒都婆供養之一切諸仏都無量
とあり碑石は青石二部のとなり又二本筋のみくら見えず
又洞の前面右手にあるは
念弥陀仏 即滅無量罪

弥陀種子の上に寶珠婦鏡あるて下部に
右志者為逆修善根
契口人々等妻之
弥陀種子

明德二年四月
敬王

（不明）八性大人、（不明）
行ヲ得

これも者石ゆう頭部陰れて見えず
碑に接して者石に妻之のものあり寶之承と寶安
との年號あり女の妻之ともあり牧婦と明らかなるものを
思うに其心の底黒の石ゆうて之磨滅せりて見えず
ゆえんかよう四洞院の上四日ゆう
為めに特書したものと

思はる右側に佐藤孝四郎と牧婦と同婦なるもの何れも文字
不明なり

延元元年八月
廿二日の牧婦
婦形なり

前田家
図書之印

大正十年五月二十二日

考古學會第廿六回總會 **前田侯爵家藏品展覽目錄**

一、古代織物

興福寺金襴　四裂
蜀江錦（二機完具之物）　一卷
唐織緋純子　一卷
金華布　二裂
丹色金入天鵞絨　一卷
木綿錦　一卷
唐織厚板朱印裂　一卷
ゴブラン織　一卷

一、發掘品等

鍍金古劍　安政年中能登國發掘　一握
古玉璧　傳日向國王ノ山發掘　一孔
古陶獅子　一匹
古陶馬　一匹

銀鯰尾冑　一頭
加賀象眼鐵鎧　内三懸在銘　五懸

三、繪　　十一卷

一遍聖人傳　一卷
一二・四・九・十・十一・十二の七卷はもと京都室町御影堂新善光寺什寶なりしものにして詞書は頓阿の筆なりと傳ふるもの、三・六・七・八の四卷は新善光寺所藏（國寶）の模本なり。

祭禮繪草紙　繪、傳土佐光重　一卷

四、征韓文書等

三國處置太早計　天正二十年五月十六日　一卷
朝鮮各處攻守軍籍　一卷
朝鮮陣軍令　一卷
加藤清正注進狀　一卷
與高山寺文書、　一卷
安南國渡海朱印外一通　二通

終

又一面は毒流面の如き造り ○京い漆面

大坂よりなこ屋へ出さる舟

一京より　関白殿の家来

一大坂より　小浜殿の家来

一なこ屋より　大浜殿の家来

一大浦　こて一文字の鎧武者　まかまをそれ

つるゝ舟へ乗り組まれ　わが殿様をつれ

面壁のごく向せんぐ　て落れ申

一縫殿助殿　そ　殿様を置き　ちへろ用サ立て

十軍ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

一面壁の家来　て　落れ申　つるゝ

て出る筆用つは　家来のそ　て

出る　家来のそ　て

出るつゝ後こそ中日　こて海賊

出るゝ家を　出れこ　ゝ

家臣　出るゝ

○点つけし文字漆面　ちゝひの鎧武者のよう

殿様二の手ちとなんぐ　ちゝ

又向外後殿見舞　此二面あり

自日本到
安南国舟也

慶長十七年壬寅九月廿五日

印文乃篆姫様

又右通は　自日本到　西洋本也

慶長八年　癸卯七月廿九日

紙ハ大高紙の如くしてしま(?)き雪紙大奉書判の紙なり
其文句并として要を略(?)しものと思ふ
土佐光重画と云ひ昔の祭礼絵草紙あり時代は天文比と
言ふ横健川(?)へ送り面白き風俗画にて今借ちて写(?)す
けるに現果の印巣ハ当今のとはちかし　横ヨ引たる風車
のその笠の如くかさくし山あり其下人形なとを飾りあり
同画に持行(?)る物の棚を持ちやあり矢を角にたばね(?)

前田代官子天香の守札

るにて紛いれくあり馬上少年の笠の上に雄子の尾羽をつけ
たるあり図を用ゐて持をあり此くの如きのもの参考となる
ものゝ…(?)
此ハ考古の物にて記載の所なし由をしるす
前記の成田不動代官札のことを記せず気をつけて居れば

成田の張らす木札の字
其読ようもの有馬
河内の守の事よりちせる(?)
不勤海の字りとて水油をなす共本木札の字を眺(?)め(?)
此れが決てあし(?)きもの一と思はれぬ(?)といへ(?)が
この類の字も成田が当地のものとも思はれぬとなり紙札
にては本中に適せず木札字を共(?)にせしここ(?)思はる(?)
れば水油共のなき迄りしが知れとなるらんか

成田山の縁起三種ありの年代

成田山不動尊縁起三種ありと其書ちがい天文三年出世ありすとあり一説当山不動明王縁起次の宝永縁起其次の元禄十年高野山秀範の成田山略縁起

十三年　智積院僧正覚眼筆とあるものと砂門の縁起ありと天慶二年将門乱の巻朝倉三祈願して下総公家に祈願と設け朝敵退治を祈られ

多田根の守り札

多田根の守りとあり山城国八幡宮山城国八幡社
大和国石山八幡社
新田四神社
出京深川海辺八幡社
出京紀ノ国屋稲荷神社
出京高野花園稲荷の社

日本国の日数旅行

其の名古文に云に宝永年間の納経を見て旅行
世は下総国香取郡金龍山神宮寺
又覚心なるもの日本国を順礼せし納経
一々日数あれば旅行せし道順それより日数
もちてば其日づけと云で寺社と云
宝永出世四月十九日　下総香取社　同月廿日　妙見山別当福寺
同月廿七日　木内大明神　常州鹿島の手洗寺
出月八日　浅草本堂　出月九日　武州熊谷菩提山熊谷寺
出月廿日　江州橋名　出月廿七日　尾州熱田宮妙見大権現
二月廿七日　山城一宮松鉾大神　二月廿七日　摂津一番
二月廿七日　日向国鹿児島石山　二月十七日　富士山北口吉田成間
二月廿七日　甲州七覚山四覚寺　二月廿七日　甲州善光寺

六月廿八日信濃国上諏訪大明神　七月八日信濃国善光寺
七月十三日国分寺　七月十三日佐渡国比叡山蓮華峯寺観音
七月廿五日越後国弥彦大明神社　七月廿五日湯殿山羽黒山月山三所大権現
八月六日奥州一宮塩竈三座　九月十六日日光瀧尾
九月廿三日東叡山中堂　十月二日安房清澄寺
十月十九日下総国香取一ノ宮
癸卯六年三月廿二日鎌倉鶴岡八幡　三月相模国箱根大権現
四月朔日豆州三嶋　四月遠江国秋葉山
四月八日三河国鳳来寺　四月十六日尾張国熱田中奈龍泉寺
四月十五日美濃一宮南宮金山彦大神　四月十七日近江多賀
四月廿二日山城国比叡山延暦寺伝教大師　四月廿五日若狭国根本一宮寺
四月廿八日丹後国成相寺正観音　五月朔日但馬養父大明神

五月四日因幡国一宮　五月十七日伯耆国大山寺大智明大権現
五月十三日隠岐国焼火山　五月十四日出雲大社
五月十七日石見国安恩郡大南寺　六月八日長門一ノ宮
六月十三日豊前国宇佐八幡　六月廿六日豊後一宮八幡
六月廿六日肥後国阿蘇大明神　七月三日日向霧島岳寺
七月六日大隅鹿児島正八幡　七月八日薩摩千手観音
七月十三日崇福禅寺　七月廿日肥前千栗山正八幡
七月廿七日筑後高良玉垂宮　七月廿七日安楽寺天満宮
八月四日長門二ノ宮神功皇后　八月廿六日周防新寺安世堂
八月廿五日安藝厳島　九月二日備後吉備津宮
九月六日備中吉備津宮一ノ宮　九月六日備前宗ノ神
九月八日美作一宮中山大神宮　九月十三日播磨書写山円教寺
九月十二日摂津菩提山安大寺　九月十六日城州石清水

九月廿七日 摂津四天王寺
十月廿日 賀茂社 善通寺
十月四日 石清水八幡 大日山
阿波 大竜寺 妙月寺
寶永七年 二月三日 泉涌寺 法花寺
二月十六日 伊勢 青山 [illegible]
二月廿七日 [illegible]
三月三日 志摩 丸山 [illegible] 義
三月十九日 越前 [illegible]寺
三月廿日 能登 一ノ宮
四月三日 能州 [illegible]千眼
右の[illegible]今年[illegible]
[illegible]

九月廿七日 摂津 [illegible]山千光寺
十月十六日 豫州 [illegible]
十月廿六日 [illegible]山 [illegible]
[illegible]

二月廿日 [illegible]
二月十八日 大和 長谷寺
二月廿九日 [illegible]
三月廿日 [illegible]大神宮 [illegible]
三月十日 [illegible]
三月廿日 [illegible]
三月廿日 [illegible]
四月十日 武蔵 [illegible]

武蔵国の草とくの珍草

大田三郎の草 武蔵野の草と人々
つまゆびこの文もあり
続日本紀 武蔵国 秦勝豊山 二燐承山 [illegible]
乞准沖縄 [illegible] 馬十匹 と 野に狩来した行人の影は物寂
であったであろう
廻国雑記 「近代国々の
名歌 [illegible]の軍兵
対死の [illegible] 馬の
骨もも [illegible]
今に古墳の数多侍り
(高中迄より)

唐頼義子 [illegible] 府中二前家

高尾麓の三村殺能から芽吹く道は三蹟峠の上を行くのと
下を行くのとすじあったけれども為さは其の初めの中頃、三蹟
の本道の辺ちて行くのであったが三蹟を見れば
少しまくなるのであったけれども私は道を行った
れども私は抜きをとって甘酒を出せ酒を飲んで行った
此の樹根からのぞいて搾るいろだるかこころろと開らした井戸の側に
自然本の根の重量を其儘に利用して此るんだ樹根はなるすぐ
ちが野の果て沿うものはちょっと中略此の一部を抜きとる初めの
つたので其の辺からはこの麓川を沿て対岸に渡って脇にしらら
脚めが痛くのちうかちでであったーーー鹿毛坂とそこの
踏んで初めて流る麓川の流れーーー聖天流を流れる
の辺からのぞんだ流れるーーー森の下を辺りつて五の墓
今すぐ国をりて行く中略

京を電車を降りて行ったーーー道からすぐ下りて行ったーーー
田の中の茅葺堂の茶を飲ます 廣張の祇園寺 虎姫の
近くあるところーーー高麗堂の倒壊しかけしかけ
姫の蔦蒲 そこ行宮の中 其の田園道のさきは西の年
て日蔭を流れた下で村のかるたちが宮橋や子柳 実をとった蔦蒲
を貰って居た ちぢさん帰りに貰ってとられよりもどる家来したりして
居るのが可愛かったーーー
蔦蒲園では茅葺の礼に蔦蒲の花
をとるのが好きを日たせれたがしもと
細長い手製の茅包にーーーあったけ
ど私しでは新聞紙を包んでいます
ので感じは餅と異って見た

芽芋が三麗三の墓ヲ見られし図

四月末の神園　昔の本に三新墓屋とある芽ありてあらなであらう
酒屋なる建てやうとして然鶏の成の地である芽四一帯が建築地の
ときに制限せられて居らのに当惑した其上の三人が嫌て其
家に預るのが例であつた酒屋が出猫に関する道具を収容す
る事と云ふ事としてそれを建てたとこ
ろは芽ヶ丘に墓所吉重はとうも吉重のちさ芽ヶ丘いけんど二
本のとり柄にもつた山産起の新墓の中にもんであつた五輪の塔が
一寸にも惹くものであつた
更に芽迫から古綾熱の縁とは
土塀をとるとその辺とは窓
恨の下にあつて深い蘆萩の間を熱乃がゆるやかに
行つたりした

什形山

稲毛三郎重成墓

登戸町
附近鎮座山の
長者元今てい
もうもつかい
に被ひわるさてい
るこの

什形城は其この四隅者の妻の異家の端の細径を上りて行く
うたて言い堂内まで二人にしたらめ木彫のもの像
城の立初は一帯に寺らに別り名られた井の如き形にて
城の二の丸面は一一一変の穴が久阿る掘れて所た
道端の華ひれ、きくから変もと其形かやく松に勢強して居る
から寄て道端と其家臣とが松と松と其のれであるのに就て云ひ

華つたとうの伝説と者つて所る老樹は田端面にあつた。
立ちてうう
芦七姫くんは
別の松ちうん
華の松は今い
見なりしかもうご

新座郡勝瀬の牡丹の花畑のそば
四て来てるとうの春日部市の小丘は此町の名が
刈又の為お山のうかから恋ず（と面する道の先きの
州は丹の特有な梅なとのあり子ちい林かかち
泥つて居たゆ 懸方と男の殿にて迷した至から其名と

弘法大師の作とも、又は梅の下の河内の堂の
道場とも、あるいは、それとも、夢がたりあつた
今井の浄興寺の琴弾地蔵は、すぐ近の墨瓜と、別つて
今ではその宝物の中に生
堂の内にあるのみだ琴弾
康の歌にあるのみが、近つて来たとこれは
塔あつたそこの石の地蔵の東方のつとの墓が
寺であつたとこれはより一層知のつたものであらう二の
の妙勝寺の方と導つて行つた一の江と
地と潮が流つて居たのは、さうでないことでふ
同じ方が少年が夫は恋心した
妻たちが、ゆとしが後ま妙勝寺の前創者となつた人であつた
と伝説する

赤塚城址の説話の序説が古の墓碑であらうとも、赤塚は風
土記に載せる郡の墓碑の墓の特
化であらうと、高橋氏の考
のつたとも、さらはそうした古墳の碑
の城塞のあつた城山も今
の一部にあり、前方
碑であらう。千葉自風
土記不動のもの、南平村字紙屋
の墓と、牧野村字畑の歌の前
と潜つて行つてその真中
一塔の墓地のあつてあり
焼宮の下から掘出して想像されて
寺未中考と、そうして
ならばアクス山国の墓碑は

文永八年二月十日かりとらーしたつた
南平村は平家の落人の部落であると伝ます
嵯峨天皇の時村の開祖を京から遠流となり
右手に望し京塚の墓陵と称し
源義賢朝臣の墓 石村（近かつた 吉祥院 永安寺のこれらの
其墓のある 石井 ［illegible］ 大将塚といはれ 古刀や 刀剣の数 ［illegible］ 今は面影もなかつた
元弘の古碑のある 諸義寺辺 ［illegible］ 赤は ［illegible］ 薬師
今は ［illegible］ 武義の門と人 ［illegible］ 近く 遠き ［illegible］

川柳七十句の解

芳賀氏著 芸国文歴代雑記に載られる川柳七十句の
注解と試みしるす

礼帳に徳兵衛とこそ書かれたり

礼帳とは西月年賀に来る人々の名前を記する為め
水引を結び口に菊置くと来客は筆と硯と名前を書
し帰る これを礼帳といひ 又 礼帳に初筆に記る 最初に来客の名が勘ゆとかの印 とふとめらが
棺とふにとりていとぐるこそ 起すめ元こそ が ぬんぐ 初筆
ちは徳兵衛とか福助とか書きこそ 祝しもとそ

大屋から勅使をうける用見せ

鳴る拍子 拍子 庄屋も 拍子すぼして置き十畳三畳 用見
とて酒 飲みさまざまの 家 ［illegible］ 庄屋も 拍子ぬ

[illegible]

人の屋敷に犬、猫、[illegible]狐が見

狐狸は[illegible]人に化ける風屋敷に下けと所の元人が気が

[illegible]草狐が人の屋敷に犬、猫、見は

[illegible]ことは[illegible]犬、猫、[illegible]主る稲荷の[illegible]

のもとに[illegible]の狐ども集り[illegible]と[illegible]

と狐がとぶ[illegible]ことひろう花越す狐は官位を受

[illegible]と狐どもの[illegible]見物する主る稲荷の犬、猫、[illegible]

[illegible]犬、猫、[illegible]

せ[illegible]ばならぬに平素[illegible]犬、猫、[illegible]

[illegible]は[illegible]の茶[illegible]有稲荷に[illegible]は今[illegible]

[illegible]ま[illegible]有稲荷[illegible]稲荷の言訳のみしも懐れ

犬、猫、[illegible]ども[illegible]人の平素の化皮が

屋敷に見[illegible]

姫の年すて鐘まとのうそ[illegible]

二ッ時申時を報ずる鐘は必ず稲荷ぬと二ッを撞き

初にならすことなりこれは寺の数には[illegible]ぬ稲荷

といひし姫の年の数となる[illegible]

程三年[illegible]

去つた四月日初七深[illegible]

女房[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

云ひて社殿をせまおせ[illegible]との活よう能因歌の意を
黒くなしとはらしらひのを[illegible]べきにはしるかがりとの
意をうけたるなるべし「秋は[illegible]ぞ能因えんぎうし」

受人を呼べと号下せちにせち
秀吉少年時の如付あるほど之綱を奉ぜし胴丸の[illegible]と
号べくこの[illegible]を[illegible]特ち逃げし[illegible]
[illegible]受人をまく呼べとひしとの
の意

佐野の馬戸塚の坂で二度ころび
京西の戸塚の坂で焼しさ久ち謡曲鉢の木に
佐野夢の詞に「覆せりとあの馬にのり蔦に野せ参
しこと」とあるようとちそこ

年よりがよるとはすに[illegible]
天明三年七月信州浅間山焼[illegible]
と号いはの初[illegible]
天保年間[illegible]歳[illegible]の[illegible]
飲み過ぎて[illegible]の[illegible]
[illegible]友[illegible]
[illegible]社祇と[illegible]
年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
初娘魚と通りしめ[illegible]
男通[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

は国新のおろかなる初めまでとなく強さおろかなるとて先の女うは
とてんが夜庶ふ所の如く所まで言さ所まで先の女うは
あるあるとあてあるとてとてとてとてとてとてとてとてとて
おしてこの間らばすることあるなる面
四四の新命物始めたるとあるこの間の新命物をもてこの始めるとて
墨心なしたんが言ふまの人々えんと見るとて
門口の下女が新文はいなかせ
つて出たよう奉公まして下女の新文下物語の文の
そうけたる馬と無とまるこの門口つまるぐるて娘る面合
するとて
梅子に餅の戸板を遠なるまし

奇の書に餅つきとの戸板を使用したるの(新命の
面らがつきとしと梅子のなるまるなるとて
とて見れば子のとぐくかけ渋い柿
一個は面て見たらい人の有るの苦渋がめるぬるとつ中と
渋らして云ふ為なるとて
中人は酔て云ふのがまこのようなことのようなことを言ひ出る
中人口とて理屈の如く如くまこのようなことを言ひ出る
焙後の日ととて祝の面の酔ひて言ひ出るから
焙のうの恐口とうらんが始こんが面白の変なるとて
とて生酔本性難はさて理屈の如くなるとて
唐使注きあ
海外萬国生別の風流とて作て言て言て言て言て言て
大きは芳とあるまんぞの口つき

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

わたつはのんで酒をのみ男あり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

古物の略印

三個

生田[illegible]義[illegible]
[illegible]
寛文[illegible]
延享八年の[illegible]

三好清氏受領之書次第

古西勝寺

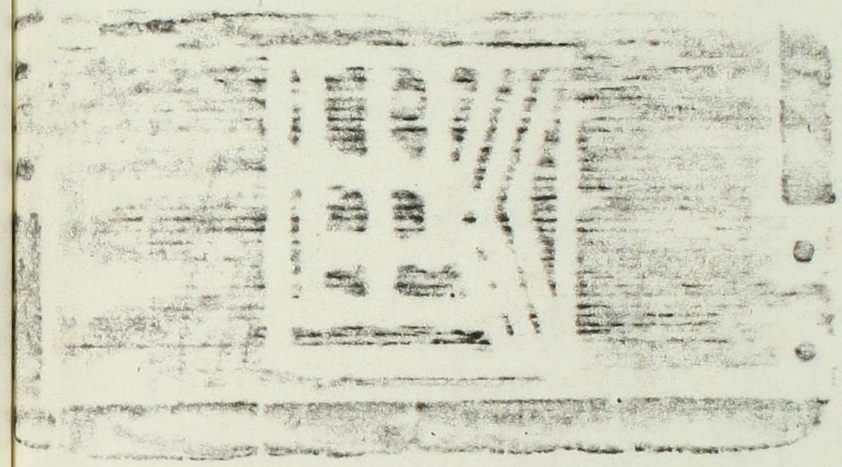

前の三つの木彫は板木より彫刻
りて刀を監ずるとして彫
板木の手に刻さるる
ものなり精巧なる

阿弥陀経塔

刻碑

筑前にある阿弥陀経の碑の事 此碑あるもの東京芝天徳寺 鹿島之有本 深川光明寺と西京石薬師に在るものとの三碑なり四谷新宿大宗寺にも有りと云ふ此碑永禄二年の事歟 いつれ同国名所図会に載せられて人の知る所なれども同寺に到られん度に此碑あるを見られ始めて高ふ徳貴に成る 三碑とも弥陀三尊の種子の下に「暦応元年七月」とあり其外年号なし

寺格碑

豆は大切

和名抄に豆腐かい「豆は大切〳〵なり」とあるもんどう切りと言ふにあらずして豆腐なり

文明の大地震

大正十年六月廿七日地震あり 高野の美術の海岸を問ふ其被害如何 高野の美術文明の大地震 丹後の大地震 丹後の大地震 丹後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

生殖器崇拝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

生殖器崇拝に関する七日年[illegible]

忍[illegible]

[illegible]

[illegible]

越後笹ちまきの図

越後

竹ちまき

葉ごとにかしたるもの
米粉にて餡を包みたる菓子の
拘飯のかわり

越後人の即
と 賞一本不足

竹の葉

越後の国の人は四角がなく不足し居ると地國人が思ふことありこは越後より角兵衛獅子出る由の物きもすめえかくらう見る

四谷の所名
と 伊勢守考

四谷は元来野原の地にて新宿の先に甲野と称する
あり此中ほどより東の方に四軒の農家あり此地
四谷の称あり此より東の大通る塩町馬町
麹町まであり此路の北に甲賀町と云
[illegible]の後 大松馬町の者人支の用をなし其地を賞せられ
[illegible]戸と称せ四谷の地を給せられ賞の新大馬
称大松馬 大馬町に附屬せ塩町も四谷地を指て
て町名とせり[illegible]後に新大の二字を省き
馬は屋敷業まで名の馬を意味[illegible]
者[illegible]のこと引ぐる塩町のこれを称せ
賞の食品の要用なるものにて塩のあれば馬られたる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右仏こあつて年号某寺[illegible]
寺[illegible]年号[illegible]
家康[illegible]時[illegible]
麹町半蔵[illegible]
今の城外左右に住[illegible]
十三年内堀[illegible]
引[illegible]
[illegible]
中殿町と称せり半蔵は[illegible]
三男[illegible]
[illegible]

當山細井寺二ヶ寺[illegible]
成ヶ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

子子の句と子の句

時の[illegible]

それとなく壁斗の灯明うすくしぶ[illegible]人のよろこの日

[illegible]壁斗と祝す壁斗勉うて

[illegible]の両翼と青とせし[illegible]

[illegible]

子子や蚊とたるまでの浮世みち

[illegible]人の作かを浮世をとりて用ひて[illegible]

[illegible]

浮世よりあるとても子子の蚊となるは[illegible]

[illegible]と蚊となるよりは子子の浮世あるこそ[illegible]

英吉日録　四十弐

月三十七
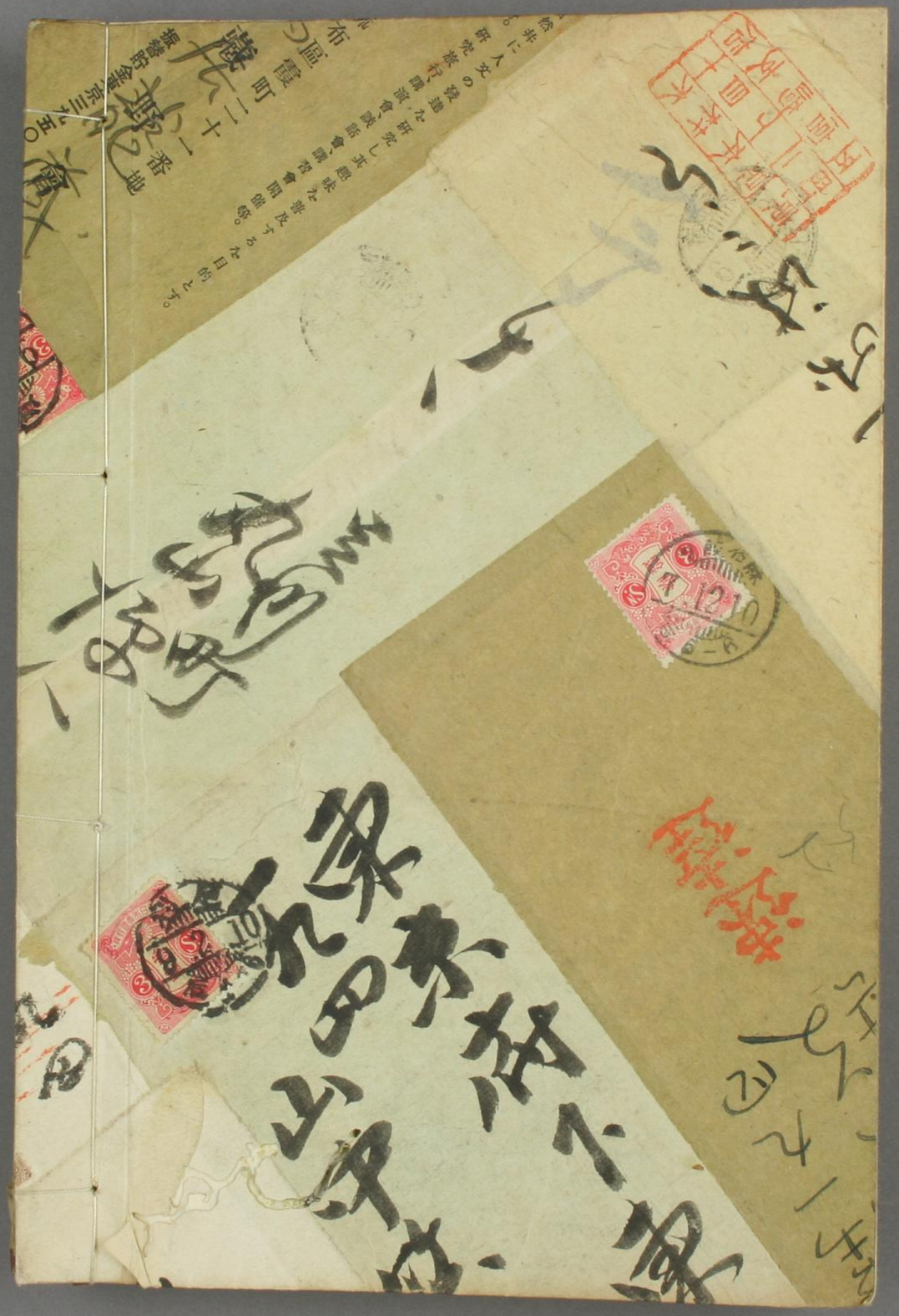
[illegible]